

# 八戸市中央卸売市場条例（抜粋）

〔昭和52年9月20日 条例第38号〕

（市場運営協議会）

- 第84条 市場の公正かつ円滑な運営を図るため、八戸市中央卸売市場運営協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、市長の諮問により市場の運営について調査審議し、その結果を答申する。
  - 3 協議会は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱した委員をもって組織する。
  - 4 前項の委員の定数は、20人以内とする。
  - 5 協議会の運営及び組織について必要な事項は、規則で定める。

---

## 八戸市中央卸売市場運営協議会規則

〔昭和52年10月27日 規則第23号〕

（この規則の趣旨）

- 第1条 この規則は、八戸市中央卸売市場条例（昭和52年八戸市条例第38号）第84条第5項の規定に基づき、八戸市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

- 第2条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第3条 協議会には、会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
  - 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、市長が行う。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出の要求等）

- 第5条 協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第6条 協議会の庶務は、中央卸売市場において処理する。

（雑則）

- 第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月18日規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月22日規則88号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年12月22日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

[昭和31年9月30日 条例第26号]

（報酬及び費用弁償の額）

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 常時勤務を要する職員が特別職の職員を兼ねている場合は、報酬を支給しない。ただし、その職の職務が正規の勤務時間外になされたときは、その機関の長が市長と協議して定める額の報酬を支給する。

3 特別職の職員の費用弁償の額は、別表第2のとおりとする。

（報酬額及び費用弁償額の支給方法）

第3条 特別職の職員の報酬額の支給方法は、次のとおりとする。

（1）月額報酬の支給を受ける者については、新たに特別職の職員となったときは、その日から報酬を支給し、退職等により特別職の職員でなくなったときは、その日まで、死亡により特別職の職員でなくなったときはその月まで報酬を支給する。

（2）月額報酬の支給期日、支給方法等は、一般職の職員の例による。

（3）日額報酬の支給を受ける者については、職務に従事した日数に応じて、その際に報酬を支給する。

（4）農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち加算額の支給方法等については、規則で定める。

2 特別職の職員の費用弁償額の支給方法は、八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の例による。

別表第1（第2条関係）

区分		報酬の額	
監査委員	議会の議員の中から選任された者	月額	55,800円
	識見を有する者の中から選任された者	同	167,300円
（中略）			
中央卸売市場運営協議会の委員		日額	8,800円

